危険物安全週間

～～平成２６年６月８日～１４(日)まで～～

毎年６月の第２週（日曜日～土曜日までの１週間）

危険物って何？取扱いとは？

私たちの社会には，生活を豊にする働きがある反面，取扱いを誤ると大きな被害を発生しかねない危険な化学物質が使用されており，一般的にこれらの危険な物質を「危険物」と呼んでいます。

危険物は第１類から第６類まで分類されております。中でも私たちの身の周りでも当たり前のように取り扱っている第４類の危険物（ガソリン・灯油・軽油など）は引火性を有する液体で，低い温度でも引火する危険性があります。

使用方法（取扱い方法）を誤ると思わぬ事故につながりますので，危険物を取り扱う方は基本的な知識を持ち，正しい取扱い方法を実践することが必要です。

家庭内で危険物の事故を防ぐポイント！

家庭内においても，さまざまな危険物を含んでいる日用品が使用されています。含んでいる危険物の成分や割合にもよりますが，これらの物も火気に近づけたりすると火災の原因になります。

安全な生活を維持するためには，危険物に対する知識を持ち，適切な取扱い方法を実施することが理想的です。

ふたは確実に閉める

高温になるところには置かない

カートリッジの抜き差しは火を止めてから

定期的に換気する

使用中は火気厳禁

平成２５年８月１５日、京都府福知山市の花火大会で露天商店舗（屋台）からの火災により、周囲にいた多くの観覧者が死傷するという大変痛ましい事故が発生しました。

二度とこのような事故は起こさない！

小美玉市危険物安全協会　小美玉市消防本部

ガソリンは危険物です!

携行缶使用時の注意

平成２５年８月１５日、京都府福知山市の花火大会で露天商店舗（屋台）からの火災により、周囲にいた多くの観覧者が死傷するという大変痛ましい事故が発生しました。

火災の原因は現在調査中ですが、露天商店舗（屋台）の近くに保管していた発電機用ガソリン携行缶の取扱いに不備があったのではないのかとの報道がされております。

＊ガソリンの携行は専用の金属製携行缶に限られポリタンク等他の容器の使用は消防法で禁止されています。

ガソリン携行缶を使うときに、特に注意して頂きたいこと

・使用前には必ず取扱説明書をよく読み適正な取扱いをする。

・規定量以上のガソリンは絶対に入れない。

・エンジンが付いているものに給油する時は、引火の恐れがあるので、必ずエンジンを停止してから給油する。

・直射日光等により内部のガソリンの温度が上がると、内圧が上昇し大変危険なので、日陰などの涼しいところに保管する（車内やトランク内も危険）

・取扱いの際は、付近に火気（タバコの火なども含む）のないことを確認して、エア調整ネジで缶内の圧力を抜いてからキャップを緩めて使用する。

（圧力の抜き方：例）

《一般的な携行缶》

① エアー(圧)抜きのねじをゆっくりゆるめる

②③ エアー(圧)が抜けたら、キャップを開けて、ノズルと携行缶を確実に結合する。

＊操作手順は、メーカー・規格等によって異なりますので、取扱説明書をよくご覧になって操作してください。

ガソリンの特性

・引火点は－４０℃程度と低く、極めて引火しやすい。

・揮発しやすく、その蒸気は空気より約３～４倍重いので、可燃性のガスが広範囲に滞留しやすい。

上記の事故に伴いまして平成２５年１２月以降に製造販売されるガソリン携行缶におきましては,注意表示シールが貼付されたものが販売されています。